

五條市立牧野小学校いじめ防止基本方針

本校では、従来から「子どもたち一人一人が活かされる望ましい集団」の育成を目指し、豊かな人権感覚を養うことに努めてきた。基本的な視点として、一人一人の可能性を伸ばすこと（自己実現の視点）・一人一人のちがいを豊かさにとらえること（共生の視点）・一人一人のつながりを大切にすること（人間関係作りの視点）の3つを踏まえ、人権教育を進めてきた。

この取組を基盤としながら、「いじめ」は子どもたちの成長に伴って必ず惹起するものにとらえ、その克服に学校全体で毅然とした態度で取り組み、保護者や地域の人々と連携しながら子どもたちの健やかな成長を図るために「牧野小学校いじめ防止基本方針」を示す。

1 「いじめ」の基本的視点

(1) 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 認知

教師から見て児童間のトラブルや喧嘩、ふざけ合いと見えるものの中に、いじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる。

(3) 態様

① 肉体的苦痛を与えるもの

殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 倒す 閉じ込める たたく 髪の毛を引っ張る
水や泥をかける プロレスごっこ強要 つねる けんかをさせる 火を押し付ける
鉛筆やコンパス・画鋏などを突き刺す 等

② 精神的苦痛を与えるもの

[無視] 話しかけない 返事をしない 等

[嫌がらせ] 物を隠す 汚す 壊す 冷やかす からかう 嫌がるあだ名で呼ぶ
落書きをする 悪いうわさをながす いたずら電話をする 質問を強要する
発言に故意に反論する 親切の押し付けをする 悪質なメールを送る 等

[言葉によるもの] 相手の嫌がる言葉で攻撃する

(キモイ ウザイ キショイ デブ バイキン 不潔 死ぬ 等)

[仲間外れ] 集団に入れない そばに近寄らない 一緒に行動を取らせない
みんなでいらむ 暴言を吐く 等

③ 犯罪行為 金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力(殴る 蹴る)けがを負わせる 等

④ 性的ないじめ 服を脱がす 抱きつかせる 等

出典「事例から学ぶいじめ対応集」県教委

2 「いじめ」への対応

(1) 予防的活動（未然防止の取組）

① 道徳・人権教育等の取組

- ・学年の発達段階に応じて他者の思いを共感し、共に考えようとする態度を育てる。
- ・自他の人権の大切さを認めることができる人権感覚を育てる。
- ・自他の思いや願いを適切に伝え合うコミュニケーション能力を育てる。
- ・個々の特性、言語や文化の差、災害や疾病等に関わる正しい理解を深める。

② 生徒指導の充実

- ・「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」毅然とした指導。
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身の指導。

③ 特別活動等の充実

- ・自立的・自主的な集団活動を体験することで人との関わりを学ばせる。
- ・学級活動や児童会活動を通して、いじめ防止に向けた取組の充実を図る。

④ いじめが生まれる背景を改善する

- ・勉強や人間関係のストレスを減らすための自立的なメンタルヘルスケアに取り組む。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む。

⑤ 発達的な視点(LD・ADHD・自閉症スペクトラム等の有無の視点)を見落とさない

- ・表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景にいじめられた子の特性が関係している可能性があるか否かを十分留意しつつ対応する。
- ・「発達的な視点」をもち、全ての児童をいじめる側にもいじめられる側にもさせない体制を整える。

(2) 早期発見に向けた情報収集

① 児童・教職員集団相互のコミュニケーションの充実

② 定期的なアンケート調査

③ 保護者や地域との連携

④ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける

(3) 緊急対応

① 基本的な考え方

- ・「いじめ防止校内委員会」を開き、組織で対応する。
- ・発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・教職員全員の共通理解の下に保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたとき

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止校内委員会」と直ちに情報を共有する。

- ・「いじめ防止校内委員会」が中心となり速やかに関係児童から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行い、校長に報告する。
- ・被害者は、「いじめられている」ことを語らないこともあるため、あせらずに、被害者の気持ちに寄り添って話を聞く。
- ・事実確認の結果について、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって学校設置者に報告する。
- ・学校及び学校設置者が、必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

③いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるように留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、どのように「働きかけたらよいか」「働きかけてほしいか」を相談しながらすすめる。
- ・事態の状況に応じて複数の教職員の協力により児童の安全・安心を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼のできる人（教職員や家族、専門家）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、いじめられた児童の心のケアや支援を行っていく。

④いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を中立の立場で冷静に行い、事実を確認する。また、いじめたとされる児童の言い分を受容的に聞きながら、いじめをした意図を確認する。
- ・事実関係を確認したら、迅速にその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめの重大性を理解させると共に自らの責任を自覚させる。
- ・「自分はどうすべきであったか、これからどうするか」について、考えをまとめ行動できるように援助し、再発防止に努める。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・児童のプライバシーに十分配慮して以後の対応を行う。
- ・一定の教育的配慮の下に、特別の指導計画による指導のほか、必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して懲戒を加えることも考慮する。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止めさせることができなくとも誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

- ・はやしたてるなど同調した児童がいる場合、それらの行為はいじめに荷担することを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、なくするという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りにさらに取り組む。

3 その他の留意事項

(1) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等によるいじめをなくすために、情報モラル教育を学年に応じて適切に行う。

(2) 組織的な指導体制

○いじめへの対応は、校長を中心に、「いじめ防止校内委員会」が窓口になって全教職員が一致協力して行う。

○「いじめ防止校内委員会」は、管理職・生徒指導主任・人権教育推進教員・養護教諭・学級担任・学年集団の他、必要と思われる教職員をもって組織する。

○いじめ問題に関する指導記録（個人別生活カード）を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりする。

○必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、行政、警察官などの外部専門家等に協力を求めて、いじめの克服に取り組む。

(3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るために、年2回以上の生徒指導上の諸問題に関する研修会を行う。(QUを利用した「気になる子」の研修会)

(4) 地域や家庭との連携

○学校の基本方針について地域や保護者の理解を得ることや、「児童のためにどうするか」という視点に立つことを共有することを通して、保護者や地域と連携を図る。

○「いじめ」に関するアンケートを実施する。(県統一様式によるアンケート7月実施)

<いじめ事案の指導の流れ>

- 1 いじめ発見
- 2 事実確認
- 3 管理職に報告
- 4 「いじめ防止校内委員会」招集、指導方針決定
- 5 被害児童の心のケア
- 6 加害児童に対する指導
- 7 加害児童保護者への連絡
- 8 被害児童保護者への連絡
- 9

管理職、生徒指導主任、学年主任、学級担任、被害児童・保護者、加害児童・保護者
--

による今後の指導に関する話し合い

- 10 市教育委員会に報告